

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年6月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2100001 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2100005 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、昭和 50 年 3 月の標準報酬月額を 6 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 49 年 4 月から昭和 56 年 4 月まで、B 県 C 市にあった D 製品の販売会社の営業として勤務していたが、請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間については、A 社から E 社に事業所名が変更になった頃であるが、同じ場所にあった事務所に継続して勤務し、業務内容にも変更はなかったため、請求期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、F 企業年金基金の回答及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 50 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間は適用事業所でなかった記録となっているが、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所の解散日は昭和 50 年 3 月 31 日である上、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者及び請求者と同様に昭和 50 年 3 月 31 日に当該事業所における被保険者資格を喪失し、昭和 50 年 4 月 1 日に E 社において同資格を取得している同僚 8 人の合計 9 人は、いずれも、請求期間において雇用保険の被保険者記録が確認できることから、請求期間において、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、上記同僚 8 人のうち、複数の同僚は、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた旨を回答している。

加えて、当時、G 社（現在は、H 社）本社の営業部に所属し、当該事業所の事業主から依頼を受けて当該事業所の営業部長となっていたとする者は、「私は、G 社の営業部の業務として、設立されたばかりの A 社の営業部長として現地で勤務し、営業の管理・指導のほか、給与計算

や社会保険事務を担っていた。請求期間に係る昭和50年3月分の厚生年金保険料については、A社分の保険料として計算して給与から控除したことは間違いない。当時の私は社会保険事務に不慣れであったため、社会保険事務所（当時）への届出を誤ったかもしれない。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和50年2月の厚生年金保険の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業・法人登記簿謄本によると、当該事業所は、昭和50年3月31日に解散し、当該事業所の事業主で清算人となっている者も死亡していることから、昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間に係る請求者の届出及び保険料納付について回答を得ることはできないが、昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間について、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から社会保険事務所に対し厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の昭和50年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に厚生年金保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100012号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100006号

第1 結論

請求者のA社における平成27年8月12日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成27年8月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年8月

請求期間にA社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成27年分賃金台帳及び平成27年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の写し、並びに請求者から提出された請求期間の賞与の振込が確認できる預金通帳の写しにより、請求者は、当該事業所から、平成27年8月12日に10万円の賞与の支払を受け、当該賞与から10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年8月12日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。